

研究活動における生成 AI 利用に関する基本方針

生成AI (Generative AI*) は、研究遂行上の手段としても、研究成果の執筆時においても重要な役割を果たすようになってきています。教育システム情報学会発行の出版物(印刷物, CD-ROM などの電子媒体, Web 等の通信媒体等, 媒体を問わない)に掲載される論文および解説記事等, 本学会の研究会資料等, ならびに本学会が主催する全国大会, シンポジウム, 国際会議等の集会の予稿および予稿集原稿等(以下, 論文等という。)の執筆の際に, 生成AIが利用されている場合の基本方針を定めます。本基本方針は, 生成AIの活用の際にの学術の高い透明性と倫理観等の観点から執筆要領, 著作権規程等とは別に定め公開するものです。論文等の著者を主な対象としておりますが, 読者, 編集者, 査読者等の皆様も, それぞれの立場からご認識いただくようにまとめられています。

なお, 本基本方針は, 今後の生成AIに対する技術の進展・浸透, 法律・規則の対応, さらには学術と社会の情勢等に応じて見直されることがあります。

(1) 著者資格(オーサーシップ)の方針

論文等の内容に対する事実確認, 説明責任は執筆時点での自然人としての著者にあります。また, 論文等の執筆に際しては, 研究の企画・構想から, 設計, 実現・実践, 評価, 執筆, 確認および承認等の主要過程に貢献をした研究者が単独であるいは連帯して責任を持つ著者となるべきです。生成 AI は, 論文等に記載された内容への説明責任を果たすことができません。さらに, 著作者の有する思想又は感情を創作的に表現した際に生じる論文等の著作権に関して, 生成 AI は法律の想定外と考えられ, 本学会の論文等においては, 生成 AI は著者資格を有しないものとします。

(2) 生成 AI 利用の方針

生成 AI を論文等の執筆時に利用した場合にも, 記載された内容への説明責任は著者が負います。また, 執筆段階の他に, 研究実施過程において生成 AI を利用した場合にも, 以前からの非・生成 AI のツールや手法について論文内に明記されてきたのと同様に, 提案手法や実現手段等に関する適切な章や節等での記載があつて然るべきです。その際, 利用した生成 AI の利用規約やポリシー等で表記上の指示がある場合には, それに沿った適切な記載である必要があります。

生成 AI の活用は, 法令順守と高潔な倫理観の下, 本学会の対象領域に対し, 学術発展と成果の社会還元のため, 本方針に沿った適切な活用と真正な論述に努めることが重要です。

(*)Transformer以降の大規模言語モデル(Large Language Models, LLMs)に基づく対話型文章生成 AIや画像等に应用したメディア生成AIのこと。

2023年8月7日

教育システム情報学会